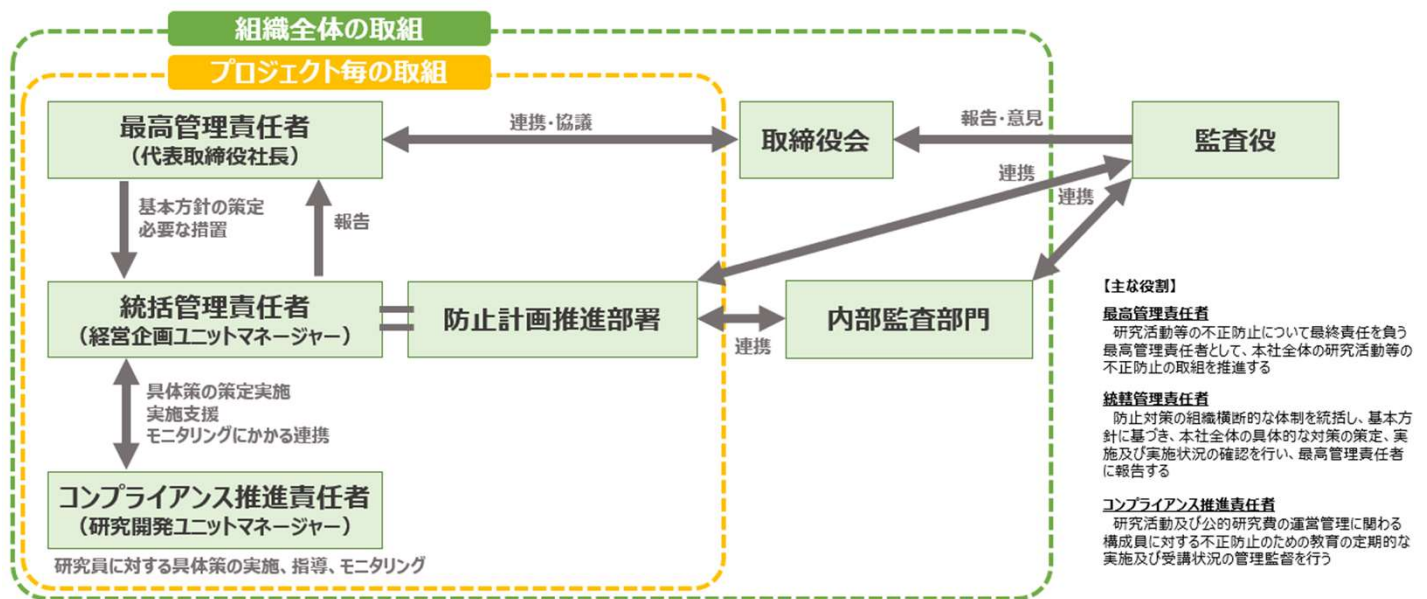


# 研究活動等の不正防止対策の実施体制、 研究活動等の不正行為及び不適切行為に係る申し立て・相談について

株式会社浅井農園

## 1. 実施体制

株式会社浅井農園では、研究活動等の不正行為及び不適切行為を防止するべく、以下の実施体制にて取組を進めております。



## 2. 相談窓口

株式会社浅井農園では、研究活動等の不正行為及び不適切行為に関する申し立て（相談を含む。以下「申し立て」という。）窓口を設けております。

### 株式会社浅井農園 経営企画ユニット

住所：〒514-2221 三重県津市高野尾町4951  
TEL：059-230-1212  
FAX：059-230-1214  
E-mail：info@asainursery.com  
受付時間：平日 10:00～17:00（12:00～13:30を除く）

※ 申し立ては、氏名、所属及び住所等を明らかにして、申立書を、Eメール、郵送、FAX又は面談（窓口へ持参）のうち、いずれかの方法で申し立て窓口に提出してください。

※ 詳しくは、以下の「申し立て・相談に関する詳細説明」を参照して下さい。

## 研究活動等の不正行為及び不適切行為に係る申立て・相談について

株式会社浅井農園

株式会社浅井農園（以下「当社」）における研究活動等の不正行為又は不適切行為を知った方は、誰でも当社に対してそのことを申立て又は相談することができます。これについては、「競争的研究費等の運営及び管理規程」（当社内規）に基づき、以下のとおり取扱います。

### 【研究活動等の不正行為とは】

当社に所属する者（過去に所属した者も含む）が、研究活動及び研究費の使用において行った以下のことをいいます。なお、研究費の種類は問いません。

1. 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
2. 改ざん 研究資料、研究機器及び研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
3. 盗用 他の研究者のアイデア、分析及び解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
4. 研究費の不正使用 実体を伴わない謝金又は給与を支払わせること、架空の取引により代金を支払わせ業者への預け金として管理させること及び実体を伴わない旅費を支払わせること等、法令、研究費を配分した機関の規則及び当社の規則等に違反する経費の使用を故意若しくは重大な過失により行うこと。

### 【研究活動等の不適切行為とは】

当社に所属する者（過去に所属した者も含む）が、研究活動及び研究費の使用において行った以下のことをいいます。なお、研究費の種類は問いません。

1. 二重投稿 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表すること。ただし、投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されない状態となったものは除く。
2. 不適切なオーサーシップ 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外すること。
3. 研究費の不適切使用 研究費の使用に際し、法令、研究費を配分した機関の規則及び当社の規則等に違反する経費の使用を過失により行うこと。
4. その他 上記 1～3 のほか、研究倫理に反する行為をすること。

### 【申立て・相談の方法】

申立書を、Eメール、郵送、FAX又は面談（窓口へ持参）のうち、いずれかの方法で 申立て窓口に提出してください。

### 【申立て窓口】

株式会社浅井農園 経営企画ユニット  
住所：〒514-2221 三重県津市高野尾町4951  
TEL：059-230-1212  
FAX：059-230-1214  
E-mail：info@asainursery.com  
受付時間：平日 10:00～17:00（12:00～13:30を除く）

### 留意事項

- ・ 調査にあたっては、申立て・相談をした方に協力を依頼する場合があります。
- ・ 申立て・相談は、氏名等を明らかにして行うことが原則ですが、氏名等の秘匿を希望することができます。
- ・ 氏名等の秘匿を希望した場合は、当社での調査の際に直接お話を聞くことが出来ないため、調査の内容が制限される場合があります。
- ・ 氏名等の秘匿を希望しない場合であっても、申立て・相談をした方の氏名等は調査関係者以外に知られることは一切ありません。
- ・ 申立て・相談をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることはありません

(申立書第1頁)

(秘)

株式会社浅井農園 殿

## 申立書

### 1. 申立者

(1) 氏 名 .....

(2) 所 属 .....

(3) 住 所 .....

#### (4) 希望する連絡・通知方法

郵 送 .....

Eメール .....

その他 .....

注1 調査に関する連絡先として使用します。必ず一つ以上記入してください。

注2 下記(5)により氏名等の秘匿を希望した場合には、連絡は申立て窓口から行います。

(5) 氏名等の秘匿 ※下記注の説明をお読みのうえ、どちらかを選び○をつけてください。

希望する

希望しない

注1 氏名等の秘匿を希望しない場合でも、申立者の氏名等の情報は調査関係者以外には公表されません。

注2 氏名等の秘匿を希望した場合には、調査に制約があり十分な調査ができない可能性があることを了承のうえで選択してください。

(申立書第2頁)

2. 申立て・相談の区分 ※どちらかを選び○をつけてください。	
申立て	相 談
3. 被申立者（不正行為又は不適切行為を行った疑いがある研究者又は研究グループ）	
（1） <del>姓又はグループ</del> .....	
（2）所 属.....	
4. 不正行為又は不適切行為の態様及び内容	
5. 不正とする理由	
6. その他 ※調査にあたって希望すること、注意すべきこと等があれば記入してください。	

- 1 申立書第2頁は、株式会社浅井農園代表取締役社長、役員、内部監査部署、監査役へ取り次ぎされます。第1頁で氏名等の秘匿を希望した場合は、秘匿したい内容をこの頁に記入しないでください。
- 2 枠内に記入しきれない場合は、適宜用紙を追加してください。
- 3 参考資料がある場合は、あわせて提出してください。

-----  
(以下は記入不要です)

申立て整理番号 \_\_\_\_\_ 受付日 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

秘匿希望 有（2頁のみ送信） 無（1～2頁を送信） \_\_\_\_\_

資 料 有 \_\_\_\_\_ 無 \_\_\_\_\_